

急性呼吸器感染症（病原体）サーベイランス実施要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが5類感染症となった。

3年以上に及ぶCOVID-19の流行の教訓を踏まえ、COVID-19や季節性インフルエンザのほか、同様の感冒様症状等を呈する急性呼吸器感染症の流行状況を全体的に把握する必要がある。

そこで、急性呼吸器感染症の流行の原因となっているウイルスの検出頻度や流行状況を継続的に把握することにより、平時から季節ごとの原因ウイルスの流行状況をとらえるとともに新たなウイルスの出現を早期に探知することで、健康被害や感染症のまん延を防止するものである。

2 運用日

令和5年5月8日から令和6年3月31日まで

3 指定提出機関

病原体定点（内科・小児科）（別添名簿のとおり）

4 対象検体

症状などから臨床的に急性呼吸器感染症（COVID-19、インフルエンザ以外を含む）が疑われ、感冒様症状（発熱（37.5℃以上）、咳、鼻閉、鼻汁、咽頭痛など（いずれか1つ以上））もしくは肺炎所見（胸部画像検査上、肺炎（疑い）所見（+））を呈した患者から採取した咽頭拭い液、鼻腔拭い液又は鼻汁。

1 定点医療機関当たり、週に3検体以上、なるべく週に10検体程度を基本とする。

5 検体の採取及び保管

指定提出機関は毎週（月曜日から日曜日）、上記の「4 対象検体」に該当する検体（10検体程度（最低3検体））を採取する。（ただし、対象となる検体が無い場合はこの限りでない。）

採取した検体は冷蔵で保管する。

6 検体の提出

指定提出機関は、様式1「インフルエンザ様疾患検査票（病原体）」（以下「検査票」という。）を添付し、指定提出機関を所管する保健所（以下「管轄保健所」という。）に対象検体を提出する。

なお、検体の提出は、管轄保健所による直接受取を原則とする。

その際、検体の受取の日時、場所、連絡手段等について、あらかじめ管轄保健所と協議して決定をする。

7 検体の送付

管轄保健所は、検体採取日から原則として1週間以内に、衛生研究所に検体・様式1「検査票」を送付する。その際は、衛生研究所の月曜定期便を利用すること。

8 検体の検査及び結果報告

衛生研究所は、搬送された検体について、リアルタイム PCR によりウイルス遺伝子の検出を行う。リアルタイム PCR 検査終了後、様式1「検査票」に結果を記入し、検体搬入の概ね1週間後に、該当保健所及び感染症対策課に対しBOXへ格納するなどの方法により通知する。

なお、PCR 検査の結果、SARS-CoV-2 が検出され一定濃度のウイルス量がある検体、もしくは何らかの不明ウイルスが疑われる検体等については、NGS によるゲノム解析を実施する。ゲノム解析の結果は後日通知する。

管轄保健所は、衛生研究所から受理した検査結果を指定提出機関へ通知する。

9 検体提供の謝礼

指定提出機関には、検体提供の謝礼として1検体当たり500円を支払う。

10 個人情報 の適正な維持管理

本事業の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条（安全管理措置）、第67条（従事者の義務）、第176条及び第180条（罰則）の規定に基づき、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

また、本業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。当該業務から退いた後も同様とする。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

この要領は、令和5年9月22日から施行する。